

肥料・飼料等専門調査会飼料評価部会の設置について（案）

- 食品健康影響評価の進め方 -

- (1) ポジティブリスト制度の導入に伴い、食品安全委員会に対して、厚生労働省は暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価及び農林水産省は飼料中の残留農薬基準に係る評価を依頼する予定となっている。これらの依頼を受け、肥料・飼料等専門調査会は、暫定基準が設定された飼料添加物の食品健康影響評価及び飼料中の残留農薬基準に係る評価を実施する必要がある。
- (2) このような中、評価作業を円滑に実施するため、肥料・飼料等専門調査会では、慎重かつ迅速な評価を実施する体制を構築する必要がある。
- (3) このことから、暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価を円滑に行うため、別紙に従い飼料評価部会を設置し、審議することとする。

肥料・飼料等専門調査会の運営体制に関する事項

(平成18年 月 日肥料・飼料等専門調査会決定)

(総則)

第1条 肥料・飼料等専門調査会の運営については、「食品安全委員会専門調査会運営規程」(平成15年7月9日食品安全委員会決定。以下「運営規程」という。)その他の食品安全委員会決定に定めるもののほか、この決定の定めるところによる。

(飼料評価部会の設置)

- 第2条 肥料・飼料等専門調査会に飼料評価部会(以下「評価部会」という。)を置く。
- 2 評価部会は、飼料添加物及び飼料中の残留農薬基準のうち暫定基準が設定されたものに係る食品健康影響評価について調査審議する。
 - 3 評価部会は、専門委員により構成し、その属すべき専門委員は、肥料・飼料等専門調査会の座長が指名する。
 - 4 評価部会に座長を置き、評価部会の座長は肥料・飼料等専門調査会の座長とする。
 - 5 評価部会の座長は、当該評価部会の事務を掌理する。
 - 6 評価部会の座長に事故があるときは、当該評価部会に属する専門委員のうちから肥料・飼料等専門調査会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
 - 7 原則として、評価部会は単独で開催される。
 - 8 評価部会の調査審議した結果については、肥料・飼料等専門調査会の了解を得て、肥料・飼料等専門調査会の議決とする。

(雑則)

- 第3条 評価部会の運営については、前条までに定めるもののほか、運営規程その他の食品安全委員会決定に準ずるものとする。
- 2 この決定に定めるもののほか、肥料・飼料等専門調査会の運営に関し必要な事項は、肥料・飼料等専門調査会の座長が肥料・飼料等専門調査会に諮って定める。